

お子様の市立小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの方を支援します！

就学援助費申請書の提出のお願い

**保護者の方は必ず
お読みください**



【就学援助の申請書は全員提出してください】

- 申請する、しないに関わらず、このお知らせを受け取った世帯は必ずどちらかを学校に提出してください。なお、私立学校や特別支援学校のみに通学の方は提出不要です。
- 学校で決められた提出期限を過ぎると就学援助費の支給が遅くなる、受け取れなくなることがあります。

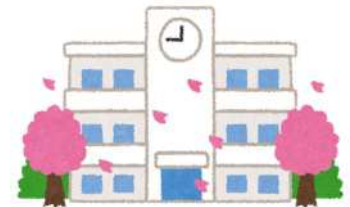
①ご自宅に申請書一式
が届きます



②「申請する方用」または「申請しない方用」
の必要事項を記入します



③専用の提出用封筒に記入した
申請書を入れ学校に提出



※届かない場合は
裏面問合せ先までご連絡ください

※「川崎市立小・中学校（特別支援学校を除く）のうち、
世帯で年齢が最も上のお子様の学校」に提出



Q1：そもそも就学援助ってなに？

Q2：就学援助費を受け取れる人は
どんな人なの？

A1：お子様が市立小・中学校に通うのに
必要な費用を援助します。

(例)



学用品費



給食費



修学旅行費

※原則、学校徴収金の支払いは必要です。

A2：次の申請理由のどれかに当てはまる方は、就学援助費の申請をすることができます。

当てはまるかわからないが就学援助をご希望の場合は、気にせず申請をしてください。

申請理由	
(1)	生活保護の受給
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止
(3)	児童扶養手当を受給 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外
(4)	令和5年の所得が基準額以下（目安額参照）
(5)	その他経済的に困っている
(6)	家計が急変した

※(5)、(6)については別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

世帯人数	合計所得（目安額）
2人	約230万円
3人	約286万円
4人	約330万円
5人	約379万円
6人	約430万円
7人	約482万円
8人	約516万円

※給与所得や年金所得がある場合は、その合計所得額から10万円控除します。

**裏面も
ご覧ください**

